

青森短期大学教育職員資格審査規程

(目的)

第1条 青森短期大学教育職員の資格審査はこの規程に定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 本学の教育職員となることのできる者は、本学の教育方針への深い理解と熱意を有し、人格高潔で、かつ教育研究に識見を有する者でなければならない。

2 本学の教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師の資格基準については、第6条から第11条に定める。

(資格審査委員会)

第3条 前条の審査を行うため、教育職員審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。

(構成員)

第4条 委員会の委員は次の者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 部長

(3) 教授会構成員 3名以内

2 委員会の委員長は、学長があたる。

3 調査審議の整理は、事務局があたる。

4 委員会は、調査対象者の専攻分野に関連する教授（客員教授を含む）、又は准教授を出席させて意見を聞くことができる。

(調査審議)

第5条 委員会は、審査対象者について第2条に定める基準により、次に掲げる事項等について調査審議を行う。

(1) 学歴

(2) 職歴その他の経歴

(3) 著書、学術論文、創作活動その他の業績

(4) 学会および社会における活動状況

(5) その他

(教授の資格)

第6条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

- (3) 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあつては実的な技術に秀でていと認められる者
- (4) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- (6) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第7条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第8条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第9条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第9条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第9条各号又は第10条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位を有する者
- (3) 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（非常勤講師の資格）

第11条 非常勤講師については、別に定める。

(報告)

第12条 学長は、審査の結果について当該教授会に報告するとともに理事長に報告する。

(庶務)

第13条 資格審査委員会の庶務は、大学事務局が行う。

附 則

1. この規程は、昭和39年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成4年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。